

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和4年12月14日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

○福山議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、5 番、奥田富代子議員、6 番、尾和正之議員、14 番、増田浩二議員、13 番、市來利恵議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、13 番、市來利恵議員、14 番、増田浩二議員の両名から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配布しています。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 皆さん、おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、自治会への支援についてと、今後の財政運営についての 2 点お伺いいたします。

最初に、自治会への支援について質問を行います。

本市の区自治会は、主に地域コミュニティの基盤づくりのため設立されています。

現在も各地域においては、区長、自治会長をはじめとする地域の皆さんが、お互いに協力をしながら、市の将来像である、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けご尽力いただいているところです。

本市は、人口増加が続いていますが、転入・転出者も多く、新旧住民との生活スタイルや地域の違いなどから、コミュニケーションが取りづらくなっているため、区自治会への加入者が減少し、また役員の高齢化や後継者不足が問題となってきています。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目として、現在、当市で登録されている区自治会は幾つあるのでしょうか。また、区自治会への加入率はどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、現在、自治会の歳入については、場所によっては異なりますが、市から支援されている自治会等への振興助成金と自治会費等で賄っている状況です。

その歳入となる振興助成金の戸数割として、1戸当たり600円となっています。

そこでお尋ねいたします。助成金の戸数割の額600円の積算根拠と、何年からこの額となっているのでしょうか。また、他市での自治会等への助成金はどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、先ほども申し上げましたが、市から毎年振興助成金として、区自治会に対し支援を行っていただいています。しかし、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられ、また、最近では新型コロナウイルス感染症が終息しない中、ロシアによるウクライナ侵略や急激な円安の影響等による原油価格の高騰や原材料等の度重なる値上げにより市民生活を直撃しているとともに、人口減少や高齢化により自治会を取り巻く環境も厳しさを増し、自治会運営が厳しいとの声も聞いています。

そこでお尋ねいたします。様々な公共のための事業を行っていただけていますが、物価高騰等の中、財源が苦しい自治会もありますので、自治会等への振興助成金の増額について、市の見解をお伺いいたします。

4点目として、本市の公園管理については、公園の草刈りや清掃など、地元区自治会が行うこととなっています。以前は、公園の清掃に当たって参加者も多くおられました。しかし、現在、会員の減少や高齢化などにより、草刈り作業等、公園清掃を行う人手が不足し、年々役員に負担が増してきています。そのため最近では、会員の負担軽減を図るため、区自治会の予算から捻出して業者委託しているところもあり、少しでもよいので市から助成金を出していただきたいという声も聞きます。

そのような状況にあることから、公園の除草、清掃等の活動に対し、公園面積に応じた助成金を交付している自治体もありました。

そこでお尋ねいたします。他市と同様、公園管理に対しての助成金創設制度の導入について、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問、自治会への支援についての1点目、当市区自治会数は、区自治会への加入率は、についてお答えいたします。

区自治会数につきましては、令和4年11月末現在で392団体、加入率につきましては2万4,254世帯中、自治会加入世帯数が1万5,063世帯で、62.1%となっております。

次に、2点目と3点目について一括お答えいたします。

振興助成金戸数割の金額600円の積算根拠につきましては、岩出市自治会等振興助成金交付要綱に基づき、平成18年度からこの金額となっております。また、県内他市の主な自治会等助成金につきましては、和歌山市では1世帯当たり86円を交付、海南市では1世帯当たり300円、橋本市では1世帯当たり500円と75歳以上お1人につき1,000円の加算、有田市では1世帯当たり450円、御坊市では1世帯当たり159円、田辺市では1世帯当たり100円、紀の川市では1世帯当たり800円を交付しています。

自治会等振興助成金は、区自治会の運営に要する経費の一部を助成することでコミュニティ活動の活性化を図ることを目的としており、現行の金額は適切と考えておりますので、引上げの予定はございません。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目の公園管理に対しての助成金創設制度の導入は、についてお答えいたします。

本市では、岩出市都市公園条例第2条第1項第2号の規定に基づき、宅地開発等により設置された公園であって、市に帰属を受けたものについては都市公園と位置づけ、市民と行政が役割を分担し、一体となった共同管理に取り組んでいます。

維持管理の範囲につきましては、地元区の公園として愛着を持って維持管理に当たっていただくことで、地域のコミュニティや触れ合いの場としての公園本来の目的を理解してもらうため、清掃、除草、樹木の剪定等の日常の維持管理を区自治会等の地元関係者にお願いしています。また、比較的経費負担の大きい公園施設の定期点検や修繕、高木等の伐採、ペンキや除草剤等の原材料支給については市が行っ

ています。

議員ご質問の公園管理に対する助成金制度の導入については、区自治会への助成金として、既に自治会等の活動を推進するため、用途を限定しない自治会等振興助成金がございますので、新たな助成金制度の導入については考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目として、助成金の増額については、現行の金額は適切との答弁をいただきました。しかし、助成金の額は、答弁にもありましたが、長い期間見直しされておらず、600円となった以降、先ほども申し上げたとおり、消費税の引上げや物価高騰により財政状況の厳しい自治会もあり、市からの支援として増額も必要であると考えます。また、先ほどの答弁では、近隣の紀の川市での助成金の支払い条件等は不明ですが、当市より多い助成金となっています。

そこでお尋ねいたします。隣の紀の川市の助成金800円に少しでも近づけていただけるよう、再度増額を検討していただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

2点目として、公園管理の助成金創設は考えていないとの答弁をいただきました。

現在、区自治会活動は、ほとんどが高齢者の方のご協力により支えられており、今後も超高齢化社会の進展とともに、公園の管理が困難になっていくことは明らかであり、今後、対策を講じなければ公園の機能を果たさなくなると考えます。また、場所によっては、少子化により子供が少なくなり、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公園で遊ぶ方がいなくなってきており、管理の負担が増してきていることから、区自治会の総意で、公園は要らないので市に返還したいとの声も聞いたことがあります。

そこでお尋ねいたします。様々な理由により、公園を市に返還したい旨の申出があればどのようなようになるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました。自治会等振興助成金は区自治会の運営に要する経費の一部を助成することで、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的としております。

また、助成額につきましては、各自治体の面積や人口など、それぞれ状況によるものであると考えており、本市の現行の金額は適切と考えており、引上げの予定はございません。しかし、自治会等においては入会者の減少が懸念されており、減少を止めるための施策も考えていく必要がございます。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

様々な理由により公園を市に返還したい旨の申出についてですが、宅地開発等により設置され、市に帰属を受けた都市公園は市の所有施設となります。また、これら都市公園は、宅地開発の際、都市計画法第33条第1項第2号の規定により、環境保全や災害防止の観点から配置され、都市公園法第16条第1項の規定において、みだりに廃止してはならないとされています。

本市では、岩出市都市公園条例及び岩出市都市公園条例施行規則により、維持管理の範囲を定め、地域の皆様に共同作業で管理をお願いしているところであり、高齢の方にはご負担をおかけしますが、区自治会活動の一環として、引き続き対応をお願いいたします。

なお、これら公園の今後の課題といたしまして、新たに既存都市公園の整備、統合について検討してまいります。この際には、地元の管理軽減を図れるよう、併せて検討課題といたします。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、今後の財政運営について質問を行います。

本市は、市制施行から16年目に入っています。その間、市では長期総合計画の将来像の実現に向け様々な事業を進められ、市民の皆さんに喜ばれています。そのような中、市の財政においては、平成9年度から令和3年度までの25年間、黒字決算で推移し、健全性は維持できていますが、今後も住んでよかったと思えるまちづくりを推進していく上でも、今以上にしっかりした財政運営が必要となってきます。

特に、現在、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会経済活動に多大な悪影響を及ぼすとともに、ウクライナ情勢や円安の影響等により、また今後、超高齢化社会の進展により経済が縮小し、税収入等が減少する一方で、社会保障費の増加が

見込まれており、市の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されています。そこで3点お尋ねいたします。

1点目として、現在、事業費の抑制に努められる一方で、起債の効果的な活用や補助金などの財源確保に努められていますが、本市の過去3年間の起債残高と基金残高の推移はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、本市は健全財政で推移してきていますが、地方自治体の財政状況の判断に用いる代表的な数値として、起債償還額の財政規模に占める割合を示す実質公債費比率と将来世代が負担すべき負債の割合を示す将来負担比率がございます。

そこでお尋ねいたします。過去3年間の実質公債費比率と将来負担比率の推移と、それから見た財政見通しはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症が長期化し、市税などの自主財源の確保が厳しい中、また社会保障費などの義務的な経費が増大するなど、今後も少子高齢化の進展に伴い、義務的な経費が増大するものと考えられます。また、6月議会で一般質問させていただきました地域脱炭素ロードマップでは、自治体の建築物及び土地において、2040年には100%の太陽光発電設備が導入されることを目指すとされていますが、本市の主要な公共施設については、既に耐震度補強は終えているものの、30年以上経過している施設が多数あり、国から示されている太陽光発電設備の設置に際しては、建物改修費が余分に必要となり、また現在進めている上下水道事業等にも多額の費用が必要となります。

そこでお尋ねいたします。今申し上げたように、将来にわたって多額の費用が必要となることは明らかです。今後における市の財政運営の課題について、どのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。福岡議員の今後の財政運営についてのご質問についてお答えをいたします。

本市では、財政運営の軸を健全財政の堅持とし、行財政運営を行っております。

一般会計では、基金残高は増加、起債残高は減少しており、健全な財政状況であると考えておりますが、下水道事業会計などを含めた市全体としては、起債残高は増加傾向となっております。

今後につきましても健全財政の堅持を軸とし、行財政運営に当たってまいります。高年齢化の進展や人口減少による市税収入の減少が見込まれる厳しい状況の中、



社会保障関係費の増加や水道事業会計及び下水道事業会計の経営状況悪化が市政運営上の課題であると考えております。

具体的には、水道事業会計において、令和4年度から送水管の整備事業に着手しておりますが、現時点の試算では、令和5年度から令和9年度の第1期工事では約22億7,400万円、令和10年度から令和13年度の第2期工事では約24億6,500万円、合計47億3,900万円を見込んでおります。

事業実施に際しては、補助金4分の1の国庫補助金で約11億8,400万円の活用も予定しておりますが、4分の3の35億5,500万円は水道事業会計における内部留保資金の大部分を用いることとなります。今後は給水人口の減少、節水機器の普及や開発の減少などによる収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定されるため、現時点では、将来的な水道料金の引上げも視野に入れ、事業を進めてまいります。

また、下水道事業については、全体計画1,420ヘクタールに対し、令和12年度の事業完了を目標とし、事業を進めております。今後は令和5年度から最終年度までに約186億9,200万円の事業費が見込まれ、補助率2分の1の補助金と起債などにより事業を進めてまいります。最終の起債残高は約169億6,900万円まで増加するため、市の財政負担も大幅に増加することが見込まれております。

ご質問の1点目、2点目の詳細については、担当部長から答弁をさせます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 まず1点目の過去3年間の起債残高と起債残高の推移について、一般会計における起債残高は、令和元年度で62億9,395万6,000円、令和2年度で63億503万6,000円、令和3年度で55億6,001万5,000円となっております。

また、基金残高につきましては、令和元年度で70億5,339万4,000円、令和2年度で73億3,360万4,000円、令和3年度で88億8,101万5,000円となっております。

なお、特別会計及び企業会計を加えた市全体の起債残高については、令和元年度で186億3,590万5,000円、令和2年度で192億5,102万5,000円、令和3年度で188億6,926万2,000円であり、基金残高は、令和元年度で75億4,744万8,000円、令和2年度で79億2,842万6,000円、令和3年度で95億8,562万9,000円となっております。

次に、2点目の過去3年間の実質公債費比率と将来負担比率の推移と、そこから見た財政見通しについてお答えいたします。

実質公債費比率については、令和元年度、令和2年度、令和3年度ともに4.0%となっており、横ばいで推移しております。将来負担比率については、いずれの年

度においても比率は生じておりません。

これまでの推移を踏まえると健全な財政状況を維持できていると考えておりますが、下水道会計における起債残高が増加傾向であり、その償還により実質公債費比率の悪化が想定されます。

なお、水道事業会計では多額の事業費を見込んでおり、市の財政に影響を及ぼすおそれがあり、先行きについて予断を許さない状況であると見込んでおります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目として、当市は健全財政であります。先ほども申し上げましたように、主要な公共施設については、30年以上経過している施設も多くあります。そのため市においては、公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改定していますように、長寿命化対策が一番の課題であると考えます。

そこでお尋ねいたします。今後、既存の施設の維持に対しての市の考えをお伺いをいたします。

2点目として、当市の財政状況は、平成9年から令和3年度まで黒字決算で推移しています。しかし、他の自治体では財政非常事態宣言を出すなど、これまでの財政運営を見直す岐路に立たされているところもあります。

そこでお尋ねいたします。今後も長期総合計画の将来を見据えた持続可能な行財政運営の基本施策である健全財政の堅持と適正な財政を行う上でも、市として今後どのようにされようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再質問の1点目、既存公共施設の長寿命化に対する考えについてお答えいたします。

公共施設等の劣化、損傷の進行度合いについては定期的な点検、診断により、施設状態の把握に努めております。定期的な点検、診断により損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、公共施設等の長寿命化を図り、費用負担が大きい大規模な修繕や更新をできるだけ回避する予防保全型の維持管理を行っているところです。総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長寿命化を図ってまいります。

次に2点目、健全財政の堅持に向けた今後の方針についてお答えいたします。

健全財政の堅持を将来にわたり持続するため、これまでも取り組んできた自主財源の確保、経常経費の節減、義務的経費の抑制に引き続き努めてまいります。また、一般会計の財政状況や上水道及び下水道事業会計の経営状況に応じ、基金の取崩し、起債の発行、使用料金等の値上げなどの財源不足を賄うための方策についての適宜検討を進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染第8波への備えについてと、出産・子育て応援給付金事業についてです。

最初に、新型コロナウイルス感染第8波への備えについてです。

本年8月を中心に、感染拡大した新型コロナウイルス感染第7波が終息を迎えたことを機に、政府は全国旅行支援や日本の入国制限緩和など、社会経済活動の正常化に向け取組を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大が第8波に入り、本市としましても、以前から引き続き市民放送を利用して、住民の皆様にワクチン接種の呼びかけや、市長からも第8波の感染拡大の可能性に対し、メッセージも発信されております。

国内の新型コロナウイルス感染者は、12月2日午前10時現在で、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス乗船者を含めた累計で2,609万2,832人となり、1週間の新規感染者は84万7,371人と、前週から比べ10万5,573人増加したとのことです。感染リスクを下げするための方法やワクチン接種の重要性などについて、琉球大学大学院医学研究科の山本和子教授の記事が掲載されておりました。

気温が下がると感染持続期間が延び、湿度が40%以上を保てなくなると、感染が一気に広がると言われている。寒さで換気がおろそかになりがちなのも一因だろう。ただ、国民の20%強が既に感染して免疫を獲得していると推定され、高齢者のワクチン接種率も高いことから、重症化しやすい人は減っているのではないかと。

改めてワクチン接種の意義については、60歳以上で3回接種した人は、未接種の人と比べて重症化リスクと死亡リスクがいずれも5分の1に減る。ワクチン接種イコール感染予防とは言えないが、肺炎に進展したり、亡くなったりするリスクが格段に減らせるということは、ワクチンの最も重要な効果だ。時間の経過とともに抗体化が下がるが、体の免疫細胞には数十年の寿命がある。健康な若い人の場合、接種や感染の経験があると、再びウイルスが体内に入ってきてても、記憶細胞ができて抗体ができる。一方、高齢者や免疫不全の患者は、記憶細胞をつくる力が弱いため、ワクチンを繰り返し打つことが望ましいとも述べております。

そして、第7波が始まった2022年7月からは、感染者の急増に伴い、小児の患者数が増加し、全国的には重症化する小児患者も増加しました。日本小児学会では、2022年8月22日に5歳から17歳の全ての小児に、新型コロナワクチン接種を推奨する方針を掲示しました。本市も12歳以上のワクチン接種に加え、5歳から11歳の小児接種が進められております。

ここで質問ですが、現在の年代別の感染者率はどれぐらいなのでしょうか。また、5歳から11歳の小児へのワクチン接種率は、和歌山県、岩出市、それぞれで教えていただけますでしょうか。

そして、日本小児学会は、生後6か月から4歳の乳幼児を対象に、新型コロナワクチンの接種が10月24日から可能となり、本市も11月11日より実施されております。

乳幼児へのワクチン接種には努力義務が課せられていますが、全国的に乳幼児のワクチン接種は進んでいない理由としては、副反応への不安や子供は重症化しにくい、ワクチンを不要と考える人が多いなども上げられています。そこで、本市の乳幼児のワクチン接種に対する考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の1番目、新型コロナ感染第8波の備えについてお答えします。

1点目の累計の年代別感染率については、岩出保健所管内において、令和4年7月から10月までの間で、ゼロ歳の乳児は12%、1歳から4歳までの幼児は23%、5歳から9歳までは16%、10代は16%、20代は13%、30代は14%、40代は11%、50代は8%、60代は5%、70代は3%、80代は4%、90代は5%、100歳以上は5%となっています。

続いて、2点目の小児接種、5歳から11歳のワクチン接種率についてですが、和

歌山県においては、令和4年11月28日時点で、1回目が12.67%、2回目が12.32%、3回目が3.19%となっています。

岩出市においては、令和4年12月2日時点で、1回目が11.98%、2回目が11.75%、3回目が0.67%となっています。なお、3回目接種については、令和4年9月6日から接種可能となったため、接種率が低くなっています。

3点目の乳幼児生後6か月から4歳のワクチン接種に対する市の考えはについてですが、厚生労働省のホームページには、乳幼児においても重症例が確認されており、基礎疾患がなくても死亡する例があり、ワクチンの有効性や安全性、感染状況を踏まえ、乳幼児を対象にワクチン接種を進めることとされたとあります。

本市においても、速やか、かつ円滑に接種いただけるよう、対象の乳幼児全員に接種券を送付し、11月11日から乳幼児ワクチン接種を開始しています。

しかしながら、接種は強制ではありませんので、接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種についてご判断いただくものと考えております。また、現在病気療養中の方や体調に不安のある方などは、かかりつけ医とも相談の上、接種していただければと考えます。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 日本小児感染症学会の理事長によりますと、乳幼児に対してのワクチン接種の有効性について、臨床試験では、オミクロン株の流行下で3回接種後に73.2%と高い発症予防効果が確認されており、流行株によって重症化予防効果は、発症予防効果を上回ると期待されております。この数値は、インフルエンザワクチンがよく効いた場合と同じくらいで、副反応は注射部位の痛みや発熱、倦怠感が見られたが、有効成分を含まないプラセボと比べてあまり変わりがなかったということです。

乳幼児期に使われるほかのワクチンと比べても副反応の出方が大差がなく、有効安全性は担保できるとのこと、また接種を特に推奨できる子供については、ゼロから1歳児は普通の風邪でも年長の子供より重症化しやすいし、新型コロナウイルス感染症でも4歳以下は5歳以上より重症化しやすい傾向がある。特に基礎疾患があると重症化リスクが高く、接種を強く推奨したり、ただ副反応が同じでも、基礎疾患がある子は健康な子に比べて、より体にこたえるため、かかりつけ医に診てもらえる準備をしておくことが望ましいとのコメントをされておりました。

有効性とか安全性、厚労省で認められていること分かるんですが、実際に保護者

の立場になると不安材料も多く、敬遠する傾向が多いと思うんです。6か月目の乳幼児に対して、随時送付されております接種券、12歳以上の市民に送る内容に加えて、様々に気配りしながらご案内の送付されていると思うんですが、特に接種時に持参するものとか、注意事項等のお知らせはどのようにされているのですか。

そして、先ほどご答弁いただいた1歳から4歳の幼児の感染率が23%と、ほかに比べて高いように思いますが、市民放送以外での啓発、どのようにされているのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えします。

乳幼児向けのワクチン接種の啓発につきましては、接種券送付時のチラシ等に、ワクチンの有効性や安全性のほか、留意事項等もお知らせしております。それから、母子手帳を持ってくるようになどということもお知らせしています。また、11月29日付で市内保育所の保護者宛に、乳幼児向けワクチン接種について掲載したチラシを配布いたしました。そのほか街頭啓発や市ウェブサイトでの啓発も行っているところがございます。また、乳幼児のワクチン接種については、市内4小児科医でも個別接種を実施しており、これも小児科医からも周知していただいているところでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問です。出産・子育て給付金事業についてです。

常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えて、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を第一に、取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そのための新たな司令塔として、明年4月にはこども家庭庁が創設されます。

その先駆けとしまして、先日、参議院本会議で可決成立しました2022年度第2次補正予算(案)の中で、子育て支援策が盛り込まれました。具体的には、令和5年1月から、妊娠・出産時に関連用品購入助成や産前・産後ケアの一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援として、出産・子育て応援交付金

の支給を開始するとしております。この交付金は、妊娠届出時に5万円相当、出産時に5万円相当の経済的支援であります。この支給を現金にするかクーポンにするかは地方自治体の判断となっているということです。

また、各自治体が妊娠時から子育て期の期間、妊産婦や子育て家庭を安心して出産・子育てできるよう身近な伴走型の相談支援と併せた内容となっており、核家族化が進む中、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感を抱く妊婦、子育て家庭を応援する事業となっております。

具体的には、子育てガイドを基に、出産までの見通しに寄り添って立てる産前・産後サービス利用と一緒に検討・提案、さらには夫の育児休暇取得の推奨、産後に至っては、先輩家族と出会う機会や父親交流会、悩みを相談できる仲間づくりの機会の紹介などが上げられております。

岩出市においても、妊娠より産後に至るまで様々な寄り添い型の支援を行っておりますが、より一層、きめ細かな対応、寄り添い型の支援が求められてくると思います。具体的に、本市の伴走型支援の現状についてお聞かせください。

また、経済的支援につきましては、国、県、各市町村とそれぞれ3分の2、6分の1、6分の1の補助率で、現金も視野に入れながら、クーポン等の支給となっておりますが、経済的支援について、本市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員、2番目のご質問、出産・子育て応援給付金事業についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

令和4年12月2日に出産・子育て応援給付金事業に盛り込んだ国の令和4年度第2次補正予算が成立し、妊娠期から子育て期まで一環した伴走型相談支援と、妊娠届出時5万円、出生届出時5万円の計10万円相当の経済的支援を一体的に実施する事業、出産・子育て応援給付金事業が創設されることになりました。

そこでご質問の1点目、本市の伴走型相談支援の現状ですが、妊娠期については、まず妊娠届出時に全妊婦に対し、必ず助産師または保健師が対応し、アンケートを実施した上で、要支援妊婦、ハイリスク妊婦などの分類を行っています。その後、妊娠6か月時と妊娠8か月時に、要支援妊婦とハイリスク妊婦に電話及び訪問相談を実施し、出生後は生後3か月までに全ての家庭を訪問し、産後アンケートも行い、産婦や子供の家庭状況を把握した上で、産後ケア事業などの必要な支援のサービスの紹介及び子育て家庭に寄り添った相談支援を行っています。

現在の体制としましては、保健師6人と助産師2人で、国からも推奨されている地区担当制で対応しています。この体制は、保育所、幼稚園、小中学校と連携しやすく、相談する担当の保健師や助産師が分かりやすく、顔が見える関係性が築きやすいというメリットがあります。今後もこの体制を基本に、それぞれ伴走型相談支援の充実を図るため、必要な人員確保にも努めてまいります。

2点目の経済的支援の考えはについてですが、伴走型相談支援に経済的支援を組み合わせた形で実施することにより、必要な支援が妊婦や子育て家庭に確実に届くと考えています。現在、予算の確保に取りかかるとともに、支給方法や支給開始時期についても検討しているところです。支給対象となっている妊婦や子育て家庭に速やかに経済的支援を実施できるよう進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点再質問させていただきます。

1点目に、予定している年間の妊娠届出者数及び出生者数は何人ぐらい見ているのか。また、年間の支給額はどれぐらい見込んでいるのか。

2点目として、経済的支援については、現金、クーポンなどの方法が検討されていると思うんですが、例えば、現金支給する場合、今、マイナンバーカードでひもづく公金受取口座への振込について、どのようにお考えなのか。

3点目として、この出産・子育て応援交付金は、各市町村の創意工夫により親しみの持てる名称を検討していただきたいと厚労省からも発表ございます。新しい世代を担う子供たちを真ん中に据えて、しっかり取り組んでいく意味で、岩出市独自の親しみのある名称を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えします。

1点目の民間の妊娠届出者数、出生数と、年間支給見込みについてですが、令和4年度の見込数で算出すると、妊娠届出者数が412人、出生数が400人です。支給見込額については、妊娠届出時に対象412人に対し5万円支給で2,060万円、出生届出時に対象400人に対し5万円支給で2,000万円の計4,060万円を見込んでいます。

2点目のマイナンバーカードにひもづく公金口座への振込についてですが、令和4年12月6日付で、国から発出された自治体向けのQ&Aの中で、妊娠届出時の面談時にマイナンバーカードの交付申請案内や公金口座の登録方法を案内することが



推奨されています。マイナンバーカードにひもづく公金口座への交付金の振込も含め、早急に対応を検討してまいります。

3点目の出産・子育て応援ギフトについての親しみやすい名称については、事業開始までに検討していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時35分から再開します。

休憩 (10時20分)

再開 (10時34分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

今回は、1番目に不登校の児童生徒について、2番目に国の自治体DX推進計画に基づく対応について、3番目に住宅火災について、質問させていただきます。

1番目の不登校の児童生徒について質問いたします。

全国の小中学校で、2021年度に不登校だった児童生徒は24万4,940人で過去最多となりました。これは文部科学省の調査で判明したもので、増加は9年連続とのことです。新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休業となった期間が発生し、不登校ぎみであった生徒が完全に不登校になるケースや、新型コロナの流行が繰り返される中、修学旅行や遠足、運動会、文化祭などの行事の中止が相次ぎ、給食を黙って食べる黙食や部活動の自粛など、日々の学校生活も制約されました。こうした環境の変化が、子供たちの心身に影響を及ぼしたことは想像に難くありません。本市もまた例外ではなく、不登校の児童生徒の数は増加しているとお聞きしております。

そこで1点目として、過去3年間における不登校児童生徒の人数をお聞きします。

2点目、不登校の要因は何かをお聞きします。

そして3点目として、不登校の児童生徒の実態をどう捉えておられるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員のご質問の1番目、不登校の児童生徒についてにお答えいたします。

1点目、過去3年間の不登校の児童生徒の人数はについてですが、まず不登校の定義について、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるもので、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除くとなっております。

この定義に当てはまる本市の不登校の児童生徒数は、令和元年度、小学生27人、中学生43人、令和2年度、小学生40人、中学生60人、令和3年度、小学生48人、中学生70人です。

次に2点目、不登校の要因はについてですが、令和3年度文部科学省問題行動調査の本市調査結果によりますと、最も多いのは無気力、不安で44%、2番目に多いのは生活リズムの乱れで16%、3番目に多いのは友人関係で14%でした。また、小学校では親子の関わりが15%を占め、中学生特有の要因として、入学・転入学不適応が11%、学業不振が7%でした。要因は様々で、大きく3つに大別すると、本人に係る状況が60%、学校に係る状況が31%、家庭に係る状況が9%でした。

3点目の実態をどう捉えるかについてですが、不登校の要因で最も多かった無気力、不安の中には、コロナ禍の影響で教育活動が制限されたことにより、登校意欲が低下した児童生徒がいると考えられます。

全国的に増加傾向にある中で、本市も同様に増加しており、不登校児童生徒に対して行っている現在の支援が、個々の実態に応じたものになっているかを毎月作成している累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況、学校対応状況シートで確認しながら対応しているところであります。

また、令和元年10月25日、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」にもあるように、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意した取組が必要であると考えます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市の不登校児童生徒数は、小学生が、令和元年から27人、40人、48人と増加し、中学生も43人、60人、70人と少しずつ増加しているという現状であり、そして、その不登校児童生徒に対して行っている現在の支援については、個々の実態に応じたものになっているかを確認しながら対応しておられるということです。

教育機会確保法において、不登校の児童生徒の休養の必要性和学校以外の場での多様な学習活動の重要性を認めています。そして、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記されています。

本市では、学校に行けない、行かない子供たちが教育を受ける場として、適応指導教室フレンドを設置されておりますが、何人の児童生徒が利用されているのかをお答えください。また、創設当時の改善点についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市適応指導教室フレンドは、記録が残っている平成20年から現在まで、延べ190人が入室し、72人が体験入室しております。

適応指導教室では、各中学校の定期考査だけでなく、中学3年生の英語検定試験、岩出市、和歌山県、国がそれぞれ実施する各種学力調査も受けることができます。

平成30年には和歌山県適応指導教室拡充事業の採択を受け、インターネット環境の整備とアウトリーチ型のスクールカウンセラーの配置を行っております。令和元年からは、各小中学校と同じように、スクールカウンセラーを1名配置しました。また、開室時間は午前9時から正午までですが、起立性調節障害で朝起きるのが困難な生徒に対応するため、希望者には午後からの通室も許可しております。

令和2年には、タブレットドリルが使えるよう問題データベースを導入いたしました。令和3年からは1人1台端末を適応指導教室でも活用し、学習に活用しております。

今後も様々な要因による不登校児童生徒に対応できるよう、教室の工夫改善を行ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員、1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、国の自治体DX推進計画に基づく対応についてお伺いいたします。

総務省によりますと、2020年4月1日の地方公務員数を1994年と比較すると、約52万人減少しているということです。この要因は、必ずしも人口減少だけではありませんが、将来的には人口減少による人手不足が懸念されています。

そこで、最新のデジタルテクノロジーを活用することで、こうした課題を解決し、住民一人一人にきちんと行政サービスを届けられるよう変革しようというのが自治体DX、DXとは、デジタル・トランスフォーメーションです。

首相をトップとした新組織であるデジタル庁が令和3年9月1日に創設され、DXの推進に向けた動きが加速しています。2020年12月25日、自治体デジタル・トランスフォーメーション、DX計画が閣議決定され、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が定められました。

1つ目に、自治体の情報システムの標準化、共通化。

2つ目に、マイナンバーカードの普及促進。

3つ目に、行政手続のオンライン化。

4つ目に、AI、RPAの利用推進。

5つ目に、テレワークの推進。

6つ目に、セキュリティ対策の徹底。

7つ目に、組織体制の整備。

ということです。本市でもDX推進計画が推し進められているとお聞きしておりますが、1点目として、このDXの推進による市民のメリットと行政のメリットについてお伺いします。

次に、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が示されておりますが、2点目として、その進捗状況についてお伺いします。

総務省が毎年行っている通信利用動向調査の主な情報通信機器の保有状況調査によると、かつて代表的なインターネット利用ツールであったパソコンの世帯保有率が、平成21年（2009年）をピークに低減している一方で、スマートフォンの世帯保有率は堅実に伸びており、令和2年（2020年）には86.8%に達しています。持ち運びが容易なスマートフォンが普及したことにより、多くの人々にとってインターネットはいつでもどこでも簡単にアクセスできる大変身近なものになりました。

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス感染症が発生して以降、私たちの生活は大きな制約を受けることとなりました。しかし、そのことがきっかけで、学校では一気にICT化が進み、1人1台のタブレットが行き渡り、会議や会合は3密を避けるため、ズームやラインでのリモート会議が一般的に行われるようになりました。また、テレワークの導入も急速に進み、飲み会までもがオンラインで行われる時期もありました。

コロナ前と比べると、多くの方がICT化の恩恵を受けていると言えるのではないのでしょうか。しかし、その一方、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に格差が生じています。デジタル化が拡大し、情報を適切に入手できる層と入手できない層の格差が広がり、デジタル格差が問題視されるようになりました。

そこで3点目として、本市では、このデジタル格差への対策をどのように考えておられるのかをお聞きします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員2番目のご質問、国の自治体DX推進計画に基づく対応についての1点目、DXの推進による市民のメリット及び行政のメリット、2点目、DX推進計画の進捗状況について、一括してお答えします。

まず、市民のメリットについてです。国はデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げており、医療、教育、防災、子供等の国民生活に密着した分野のデジタル化が進むことにより、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな国民生活の実現を目指しています。

また、DX推進に伴う行政手続のオンライン化として、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルにおいて、ご自身の健康、医療、税、所得、口座情報、子ども・子育て等に関する情報が取得できますし、本市が提供している子育て、介護の電子申請等が利用できます。来年2月頃には転出届、転入予約が利用できる予定です。

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式への対応を踏まえ、本市では、デジタル市役所の実現を図るため、本年4月1日に岩出市DX推進本部設置しました。誰でも利用しやすい行政サービスを提供することを目指し、DX推進に取り組んでいます。

具体的には、来年秋頃をめどに、身近なコンビニで住民票等の各種証明書を取得できるよう整備を進めております。また、今後も市民の皆様の利便性を向上させるため、インターネットで公共施設の空き状況の確認や予約が行えるよう、行政手続のオンライン化を進めてまいります。

続いて、行政にとってのメリットとしましては、他市町村や関係機関との連携強化により、情報紹介や情報提供が迅速に行えるようになり、事務効率化が図られます。また、自治体情報システムの標準化、共通化においては、国の方針の下、令和7年度の利用開始を目指し、関係部署のDX推進委員会を中心に、既存の各システムとの機能変更等、調査を進めております。

自治体の業務システムが統一、標準化されれば、これまでシステム運用や更新にかけていた費用を削減することが可能となり、そのシステムを活用することで、より業務効率化が図られます。さらに、今後、行政のスリム化も視野に入れ、業務改革等により業務プロセス全体の見直し、自動化を行ってまいります。DX推進計画への取組は多岐にわたりますが、国のスケジュールに遅滞することなく、円滑に進めてまいります。

3点目のデジタル格差への対策についてです。

スマートフォン等を活用したサービスがますます増加する中、本市では多くの市民の方が利用されているラインを活用し、来年2月に岩出市公式ラインアカウントを開設し、分かりやすい操作で、誰でも簡単に必要な情報が取得できるよう努めてまいります。

なお、スマートフォンやインターネット自体をご利用にならない市民の方への情報提供につきましては、これまでどおり、防災行政無線や広報紙による周知を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 マイナンバーカードの申請期限が12月末ということで、残された日数が少なくなり、特設会場に多くの方が訪れているのを目にします。市民にマイナンバーカードの有用性が認識されてきたと感じるところです。

ところで、初期の段階にカードを作った方が、私が作ったときは何の恩恵もなかった、早く作り過ぎたとぼやいておられるのを聞くことがあります。以前から取得されている方も、まだポイントをもっていない方は、今回のマイナポイント第2弾の対象になっていると思いますが、その点についての周知はされているのでしょ

うか。また、特設会場では、マイナポイント申込支援コーナーでポイントがもらえることを教えてあげているのかをお聞きします。

そして最後に、D X 推進に伴い、今後、マイナンバーカードで様々な行政サービスが利用できるようになってくるようですが、本市でのマイナンバーカードの交付率は、特設会場設置以降、どのようになっているのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを既に取得済みの方で、第1弾の最大5,000円分のポイントをまだお申込みのない方に対し、街頭啓発をはじめ敬老会や小中学生の保護者へ啓発チラシを配布するなど、周知を図っています。また、特設会場においても、その方の申込み状況を確認し、申込みの支援を行っております。

本市では、11月30日時点における住基人口に対する交付率は、マイナンバーカード特設会場開設前の4月30日時点の37.7%から13.1ポイント上昇し、50.8%となっています。

しかし、現在、国が交付税選定の指標の1つとして検討中であるマイナンバーカード交付率の全国平均53.9%には3.1ポイント届いておらず、まだマイナンバーカードをお持ちでない方に対し、それぞれ交付申請を促す必要があります。

本市としましては、引き続き特設会場におけるマイナンバーカードの申請サポート、マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申込み支援を行うとともに、岩出市市民生活応援事業の実施を通じ、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、住宅火災について質問いたします。

防火の瓦版によりますと、令和3年中の全国の火災件数は3万5,077件で、住宅火災は1万656件でした。火災による死者は1,400人で、住宅火災による死者は913人、うち65歳以上の高齢者は682人となり、令和2年に比べると1.6%増加したということです。

逃げ後れが亡くなった原因の半数を占め、次いで着衣着火となっております。出火原因では、たばこ、たき火、こんろ、放火（放火の疑いも含みます）、電気機器の順となっております。

消防庁の報道資料によりますと、住宅用火災警報器は、平成16年の消防法改正により設置が義務づけられ、全国の設置率は83.1%ということです。

そこでお伺いします。1点目、本市における過去3年間の住宅火災の数についてお聞きします。

2点目、次に、逃げ後れによる死亡例はありますか。

3点目として、火災警報器の設置状況についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、3番目のご質問、住宅火災についての1点目から3点目までを一括してお答えいたします。

住宅火災について、過去3年間における岩出市内の住宅火災件数は12件となっており、その内訳は、令和3年で2件、令和2年で4件、令和元年で6件となっております。

また、逃げ後れによる死亡例について、同じく過去3年間で申し上げますと、平成31年に1件、1名の貴い命が失われています。

次に、火災警報器設置状況でございますが、本市における住宅用火災警報器の設置率ですが、那賀消防組合職員による訪問調査（新築住宅を除きます）の結果で申し上げますと、令和元年の調査では35%、令和2年の調査では55%、令和3年の調査では設置率は52%ということであります。この設置率の調査方法といたしましては、毎年、岩出市内で調査対象となる大字を3地区ほど絞り、各地区それぞれ20件程度戸別訪問した件数のうち警報器が設置されていた件数を割合で求め、対象地区の平均値を設置率として算出しているものでございます。

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられており、新築住宅については、平成18年6月1日から設置が義務づけられましたが、届出義務を課しておらず、また罰則規定がなく、個人の住宅の防火・防災対策は自助努力が原則であり、自己責任の範囲内となります。

しかしながら、市といたしましても、広く市民に対して住宅用火災警報器の普及啓発を実施するため、那賀消防組合をはじめ消防委員会、消防団、婦人防火クラブと綿密に協力し、火災発生ゼロを目指すとともに、住宅用火災警報器の性能、効果



等を広く認識していただけるよう火災予防啓発に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 住宅用火災警報器の設置状況については、令和元年は35%で、令和2年  
が55%、令和3年は52%とお答えいただきました。設置率が全国平均の83.1%に比  
べて低いのは、設置義務があることを知らない市民が多いのではないかと考えます。  
死者数、焼損床面積、損害額で見ると、火災警報器が設置されている場合は、設置  
されていない場合に比べて、被害状況がおおむね半減しているというデータがあり  
ます。

自助努力、自己責任ではありますが、設置義務があり、火災が起きた場合、被害  
を抑制する効果があることを周知していただくとともに、設置後10年が経過すると、  
電池切れや本体の劣化によって火災時に作動しないおそれがあるとして、10年たっ  
たら取り替えることが推奨されておりますので、既に設置している住宅には、この  
点も周知する必要があると思いますが、本市の考えをお聞きします。

そして、もう1点、高齢者世帯や障害者世帯が設置をする場合、住宅火災警報器  
及び設置にかかる費用を補助する考えについてお聞きします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、住宅用火災警報器の普及啓発ですが、市といたしましては、那賀消防組合  
と連携しながら、市広報紙やウェブサイトなどの広報媒体を活用して、市民に対し、  
警報器の設置、推進並びに警報器本体の取替え時期について周知等を図っていると  
ころでございます。

那賀消防組合では、市内で開催されるイベントにおいて啓発チラシを配布するほ  
か、幼年消防クラブの園児を通じて各家庭に啓発チラシの配布を行ったり、市内の  
区自治会で件数の多い自治会をピックアップし、回覧板による普及啓発に協力いた  
だけるよう自治会長に直接依頼し、普及啓発に取り組んでおられます。

また、那賀消防組合が発行する広報紙やウェブサイトにおいても、住宅用火災警  
報器を啓発するコーナーを設け、警報器の性能や効果等を広く認識していただける  
よう周知啓発にも取り組んでおられるところです。

次に、高齢者世帯や障害者世帯に対する住宅用火災警報器の設置にかかる費用の  
補助についてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、住宅用火災

警報器の設置義務化は、罰則規定がなく、自己責任であるということから、住宅用火災警報器の購入設置にかかる補助金などは、自治体によって対応が異なります。

本市では、住宅用火災警報器の購入設置にかかる費用については、自己負担でお願いしているところであり、新たな補助金の創設は、既に設置をされている方々との不公平感が生まれることから、現在のところ、補助金の設置は考えてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、今回、防災用備品（資機材）について、そして本市の独自政策について、この2つの点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この1点目は、市民の不安から、大丈夫なの、喫緊の課題だよねといった声で上げさせていただいたことでもあります。私は、市民からの不安、指摘、疑問、またこれをやりたい、こうしてほしいといった声を市政に届けることで、一般質問において現状を把握し、きめ細やかな考察から提案することで、今後の取組や改善につながり、より市民の安心・安全で住民サービスの向上に向かうものと考えております。

それでは、まず初めに、防災用備品（資機材）について、4点お伺いします。

なぜ今回、防災用資機材について質問したかと申しますと、先日の10月23日曜日に行われた防災訓練での出来事です。今年度の防災訓練は、コロナ禍の観点から、各家庭や地域など中心に行われ、いま一度、防災について考え、地域の防災力を向上させる機会にしましょうというものです。

この日は、本市が推進する火災時の安否確認を迅速に行うための白いタオル運動や非常時の持ち出し品の準備確認、岩出市防災マニュアル、ハザードマップの確認など、家庭や地域でできる訓練と、岩出市堀口の市民プール跡地を利用した交通公園、防災公園での区自治会や自主防災組織の方々を対象に、機能紹介や活用方法についての訓練を実施したものであります。これに私も参加させていただきました。

その中で、防災用資機材の説明や実施体験を行う際、市民の方からの疑問と私自身がある疑問が生じたので、これについて質問したいと思います。

それは、防災用備蓄品の紹介と段ボールベッドの組立て体験を行っているときであります。この段ボールベッドは、地面からの高さ30センチぐらい、縦・横180センチ、100センチぐらいの成人男性が1人用として寝れるサイズのものであります。組立て体験が終わったとき、職員の方から、交通公園には段ボールベッドの備蓄は90セットありますとの説明がありました。そのとき市民の方から言われたのが、90セットで足りるのというお声でした。もちろん私自身も、この地域避難場所、公園広場等で使用する個数と置いていましたし、収容できる人数、岩出市防災マニュアルには収容人数1,160名の災害時の避難人数の見込みも把握していなかったもので、質問に対してお答えすることができませんでした。

この疑問は、私も同様に思ったことでありますし、またその他に、備蓄品に関してもいろいろな疑問点を伺いました。その中で、防災に関しては、私のマニフェストの中に5つの思いから、防災の不断の見直しが必須と上げさせていただいていますので、喫緊の課題として取り上げさせていただきました。

今回の点で、本市の備蓄はどうなっているのか。総務部に防災用資機材一覧表を頂き、問合せさせていただきました。結論から申し上げますと、段ボールベッドは、岩出市内の全ての避難施設、避難所になく、交通公園の90セットのみということになります。被災時には、これを必要とするところに配送するそうです。そこで疑問が生じます。防災時には、誰もが被災者であり、発生初期の被災地においては激しい余震が続き、道路は各地で寸断され、陥没も目立ち、瓦礫、火災等で動ける状況ではないのでしょうか。また、これだけではなく、毛布に関して、交通公園の備蓄毛布、アルミブランケット、保温力の高いアルミバックはゼロ記載であります。また、その他にも疑問に思うところがあります。

この質問のテーマは、阪神・淡路大震災の発生以降、中越地震、東日本大震災をはじめ、各地で大規模な震災が起こっており、今後、近いうちに起こり得るであろう都市直下型地震や南海トラフ巨大地震など、発生が危惧される中、震災時の自然発生はいつ発生するか分からないもので、本市の被害を最小限に抑える義務が課せられている中、そのためには対策、方策が急務と考えているからです。

そして、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命及び財産を災害等から守る地域防災計画を現在随時見直し、第3次岩出市長期総合計画を将来を見据えた持続可能な行財政運営の基本目標の1つである安全で安心して暮らせるまちづく

りのための各種の施策が講じられているとっております。

現実問題として、地震等の災害が発生した場合、災害発生直後において、食料及び生活用品等の確保することは、災害発生初期の円滑な救済・救護活動を行う上で、極めて重要なこととなっております。

それでは質問です。1点目として、本市の現在の備蓄で十分なのか。配置場所と配置個数についてお答えください。

2点目として、災害発生時から3日間に最も重要とされる備蓄4項目、水、主食、毛布、トイレの備蓄に不備がないのか。一覧表には、水に関して、一時避難所（原則として、風水害等による比較的短期の避難を想定した避難所）が10か所と、そのうち7か所が併用している福祉避難所（障害をお持ちの方など、配慮を必要とする方の避難所）に水の備蓄がなく、避難施設（原則として、地震等による中長期の避難を想定した避難所）12か所にある1トン水槽もない現状に対策は必要と思うが、また、避難施設である市立体育館にも毛布がゼロ記載であることが見受けられました。それについて、またお答えください。

3点目として、福祉避難所の備蓄は避難者に対応できるのか。公民館にある7か所の福祉避難所には、トイレトーパー、ウェットティッシュ、大人用・子供用おむつもゼロ記載であります。

4点目として、備蓄倉庫の役割と備蓄の現状は、について。

この4点についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員、1番目のご質問、防災用備品（資機材）についての1点目、現状の備蓄で十分なのか。配置場所と配置個数についてでございます。

災害用備蓄品については、平素から災害に備えて、各家庭において必要な避難用備蓄品を3日間程度準備いただくよう啓発を行っているところであり、その上で備蓄資機材の整備状況については、防災資機材として、毛布や簡易トイレをはじめとする78種類、総数10万点以上の資機材を市内小中学校や各地区公民館等において分散備蓄し、計画的に整備を進めているところです。

また、コロナ禍での避難所運営を想定して間仕切りパーティションを備蓄するなど、随時備蓄資材の内容の充実に努めております。備蓄食料につきましては、アルファ米や保存用備蓄パン等を約3万2,000食相当備蓄しており、防災資機材と同様、市内小中学校や各地区公民館等において分散備蓄しております。

次に、2点目の重要とされる4項目、水、主食、毛布、トイレの備蓄に不備はないのかについてです。

市といたしましても、この4項目は避難生活の中で大変重要と考えており、重点的に整備をしているところでございます。特に災害時における水の確保については、本市では水をろ過して飲用可能な水にできる緊急浄水器を4台常備しており、また市民プールにも浄化装置を設置しております。また、災害用避難生活では、トイレの確保は大変重要と考えており、停電や断水等によって既設トイレが使用できない場合であっても使用することができるマンホールトイレの整備を進めており、マンホールトイレ設置の際に必要なテント等の資機材も併せて備蓄しております。

次に、3点目の福祉避難所の備蓄は避難者に対応できるかについてです。

福祉避難所として指定しているあいあいセンター及び各地区公民館においては、救急箱や担架などを重点に配備しております。また、避難生活の負担軽減を図るため、段ボールベッドは堀口の交通公園において一括備蓄し、各避難所への搬入を想定するなど、引き続き多様化するニーズを研究し、備蓄資機材のさらなる内容の充実を図ってまいります。

4点目の備蓄倉庫の役割と備蓄の現状はについてです。

防災用備蓄倉庫は、市内小中学校を中心に、現在、14か所に整備しております。

防災用備蓄倉庫の役割としては、避難された方々がいち早く資機材等を使えるように、各避難所へ分散して資機材、食料等を保管することにより、災害初期においても確実に提供できる体制を整えるといった大きな役割を担っております。また、今年度中に完成予定である防災機能を備え東公園プール跡地の防災公園にも備蓄倉庫を併設し、地域の防災力の強化を図ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行わせていただきます。2点について再質問行います。

まず、一番に考える備蓄方法は、震災時、市全体が大きな被害を受けていることを想定し、あらかじめ分散して必要な物資を備蓄することとし、基本的に、避難所に備蓄倉庫を整備し、備蓄することが大切と考えています。備蓄に関して、より対応できるきめ細やかな体制が必要不可欠であると考えます。

そこで1点目の質問ですが、災害時にあっては、現時点での備蓄資機材で数量は十分であるのか、お答えください。

2点目は、福祉避難所に避難してくる高齢者や障害者に対して、現在の備蓄資機材で十分対応できるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域防災計画では、巨大地震が発生した場合の1日後の岩出市内の避難者数は約1,300人と想定されており、1日3食で、1日に約3,900食が必要となります。

避難者は徐々に増加することが予想されますが、市では約3万2,000食分相当を備蓄しており、3日程度の備蓄は備えられていると考えております。

また、避難所での避難が長期化した場合には、災害時における応援協定を締結している事業所などから食料等を調達するなど、災害時には対応することとしており、避難者に細かく対応できるよう、今後も引き続き備蓄資機材の充実を図ってまいります。

2点目についてです。福祉避難所について、要支援者の避難生活には特に配慮を要するため、資機材の確保のほか、人的支援も必要となります。備蓄資機材の確保等については、今後も危機管理室や地域福祉課、生活支援課の関係各課が連携を図り、避難所において、きめ細やかな対応ができるよう充実を図ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に本市の独自政策について、2点お伺いします。

令和4年12月議会、冒頭、市長の行政報告で、和歌山県知事選のことに触れられた一文、市長いわく、和歌山県知事選におきまして新たな知事が決まり、今後、県政も変化することと思われまますので、県政の動向に注視しながら、本市の市政運営を進めてまいりますと報告がありました。

今後の岩出市も県政の動向に注視し、連携しながら、より一層市民生活の施策に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めていくことを願います。

また、今回、数日後に知事になられる岸本周平氏も、本人のユーチューブ公式チャンネルにて、岩出市での集会を動画で発信しています。そのときの発言を抜粋させていただきます。

岸本氏いわく、路地裏を回って1軒ずつ訪問してお話を聞くというのが、私のこれまでの17年間の原点であります。落選したときは、4年間丸々選挙がなかったから、4年間は結構な時間でした。本当に地べたをはって勉強になることがたくさんありました。分からなかったことが本当に見えてきた4年間で、そのときの4年間があったから、5期13年勝てたんだなと思っています。

和歌山県というものは、あってないようなものなんです。そうでしょう。和歌山県って見たことないでしょう。あるのは岩出市なんです。かつらぎ町もそうです。現実にあります。つまり和歌山県っていうのは、30市町村の集合体なんです。だから、そこに住む皆さんが、お一人お一人が元気でないと、岩出市の皆さんが元気があって初めて和歌山県が元気になるんです。

チーム岩出でつくったアイデアを上げてきてもらったら、私はそれを応援したいんです。岩出市の皆さんが、これやりたい、こうしてほしいということをチーム岩出でつくったら、それを応援する。そしたら、私、応援団長になりたいし、もっと言うと、チーム岩出の仲間に入れてほしい。チーム岩出のメンバーにしてほしいんです。これらの発言は、これからの岩出市の住民サービス向上の未来しか見えないと感じております。

それでは、質問させていただきます。これまでの本市の独自政策について、また評価と結果もお答えください。今回は、総務部、事業部、上下水道局の独自政策についてお答えください。

2点目は、今後、少子化で令和7年から住民減少の傾向に推計される中で、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに必要になってくる今後の本市で取り組む独自政策についてもお答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目にお答えいたします。

総務部といたしましては、公共交通の面では、交通弱者の日常生活の移動手段の確保として、岩出市巡回バス、岩出市と紀の川市の広域圏内の移動手段として紀の川コミュニティバス、また大阪方面への通勤・通学などの交通手段を確保し、若者の定住を促進するため大阪方面路線バスの運行を行っております。

次に、防災の面では、逃げ後れをなくすため、市民、地域の防災意識と初動体制の強化を図り、一人でも多くの市民が関心を持ち、参加することができるよう、地域防災訓練を実施しております。

また、大規模災害発生時における市民の緊急避難場所や自衛隊等の活動支援拠点となる施設として堀口プール跡地及び東公園プール跡地を整備し、平常時には市民の憩いの場として、災害時には生命と身体を守る一時避難所、また災害支援活動の拠点として機能する防災公園の整備を行っております。

また、高齢者による交通事故防止対策として、65歳以上の方を対象としたときめき交通大学、中学生の自転車の運転マナー向上と交通事故をなくすため、交通少年団育成事業を実施しております。

評価と結果につきましては、これらの事業の実施により「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現につながるものと考えております。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の2番目、本市の独自政策についてに一括してお答えいたします。

事業部では、まちの将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現のため、まちづくりに取り組んでいます。土木課では、住んでよかったと思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、道路、水路、農業施設のほか、防災対策など、まちのインフラ整備を進めています。京奈和自動車道紀北西道路の開通、県道泉佐野岩出線の4車線化完了や新しい岩出橋の開通など、幹線道路の整備を国や県と連携して進めるとともに、市道相谷中島線、市道野上野清水線、市道安上中島線、市道根来安上線など、市内を南北に走る主要幹線道路の整備を進め、市内道路網の形成に取り組んできました。

現在、土木課では、土地の有効利用と沿線地域の活性化、防災を視野に入れた災害時の安全・安心と緊急時の車両通行の円滑化、日常生活の利便性向上と安全な通学路の確保を目的として、市の重点事業であります生活道路の環状化を目標に、市道金屋荊本線の整備に取り組んでいるところであり、これを軸として、周辺道路網の整備を図り、さらなるまちの活力を誘導してまいります。

また、防災では、浸水対策として、国事業の紀の川の堆積土砂除去、樹木伐採や国営総合農地防災事業、県事業の住吉川、根来川の河川改修など、国、県と連携した取組をはじめ、近年の異常気象による局地的な集中豪雨等に対し、県道泉佐野岩出線での大町排水路バイパス工事や山崎排水ポンプの設置を実施するなど、浸水被害の解消軽減に取り組んでいます。今後も各関係機関と連携し、効率的、効果的に市内の浸水対策事業に取り組めます。

都市計画課では、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、都市計画や公園



整備、住宅耐震化などに取り組んでいます。近年、岩出市においても空き家問題が散見され、空き家等対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、不適切な管理の空き家等に対し、指導、助言による通知や訪問を行ってきました。

また、ここ数年では、市民からの相談、苦情に対して、現地調査、聞き取りや給水データによる未利用物件の調査を行い、対応を進めているところです。

今後、問題が深刻化する前に先手を打ち、対応を進めるため、空家等対策事業に重点を置き、令和5年度に向け、空き家等の再流通と建物の除却をテーマとした新たな取組を計画し、進めているところです。

また、防災・減災対策として、地震災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、住宅耐震化促進事業を実施し、平成16年度から令和3年度末にかけ、108件の住宅耐震化補助を実施しています。今後も引き続き、市民の住宅耐震の関心を高め、1軒でも多くの耐震化が達成できるよう、制度の積極的な周知、広報に取り組めます。

産業振興課においては、「にぎわいと輝きのあるまちづくり」を目指し、産業施策、観光振興などに取り組んでいます。平成26年度からは来るべく少子高齢化、人口減少に備え、交流人口の増加と地域の活性化を目的として、根来寺を中心とした観光振興に注力してきました。

道の駅ねごろ歴史の丘の整備をはじめ、旧和歌山県会議事堂（一乗閣）やねごろ歴史資料館、根来寺遺跡展示施設など、施設整備、国宝大塔や重要文化財大師堂に加え、旧県会議事堂や根来寺6棟の重要文化財指定などを活用し、観光振興を図り、平成26年に79万6,955人であった観光客数が、令和元年度では171万9,633人と大きく増加し、一通りの成果を見せたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度では120万2,186人まで落ち込みましたが、このところ回復の兆しが見えてきたところです。

今後もアフターコロナを見据え、岩出市民の大きな財産である根来寺周辺の歴史文化、地域資源を活用し、観光地としての知名度向上を図り、まちのにぎわいと輝きに向けて取り組めます。

○福山議長 上下水道局長。

○黒井上下水道局長 尾和議員ご質問の2番目、本市の独自政策について一括してお答えいたします。

上下水道局では、住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向け、上下水道の整備を実施しております。

水道事業では、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを策定するとともに、平成28年度に岩出市水道事業アセットマネジメント計画を策定し、災害に強い安全・安心な上水道の構築に向け、上水道施設の増強や耐震化等の事業を進めております。

特に、送水管については、耐震化を含めた老朽改善により、供給地区ごとの需要バランスの適正化に対応するため、令和4年度から令和13年度にかけ、優先的に整備に取り組んでいるところであり、より安定した飲料水の供給に努めてまいります。

次に、下水道事業では、快適な市民生活の実現や紀の川等の公共用水域の水質保全を図るため、計画面積1,420ヘクタールに対し、令和12年度の整備完了に向け、計画的に公共下水道の整備を進めております。令和4年11月末時点の下水道普及率は55.2%となっており、今後とも事業の平準化を図りながら、効率的、効果的な整備と普及に取り組んでまいります。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在、本市のまちづくりの指針である第3次岩出市長期総合計画に基づき、市の将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、市民、地域との対話と協調の下、4つのまちづくり大綱を柱に、各分野における施策を進めるとともに、深刻化する人口問題に対し、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略との政策連携を図りながら、市民皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいるところであります。

引き続き、今後も第3次岩出市長期総合計画に基づき、地方創生に向けた効果的な施策に取り組み、まちの活性化を図ってまいります。また、各政策を進めていくためには、持続可能な市政を心がけ、財政の健全化を損なわないよう財政運営に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問に関して1点お答えください。

前文で岸本氏が発言した内容は、実現すると期待しています。重みのある発言と認識しています。

岩出市の市民が、これがやりたい、こうしてほしいということ、チーム岩出でつくったらそれを応援する。そしたら、私、応援団長になりたいんですという、チーム岩出の仲間に入れてほしい。チーム岩出のメンバーに入れてほしい。やりたい政策やこうしてほしい計画は、パブリックコメントを実施することで、独自政策を前

に進めるものと考えています。

知事もチーム岩出のメンバーとして参加していただけるパブリックコメントの実施も、実現的な独自政策につながると考えますが、今後、最後に本市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、市といたしましては、これまでも岩出市パブリックコメント手続要綱に基づき、市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めることにより、提出された意見等を考慮しながら、市の意思決定を行うことができることから、アンケート調査などのほかの市民生活の手法と同様に、市政運営において、市民の意見を反映させる重要な手段として行っております。

今後につきましても、パブリックコメントは大変重要なものと考えてございます。

またメンバーに新知事をとのことですが、これにつきましても、これまでも岩出市地域公共交通協議会などにおきまして、和歌山県の代表の方をメンバーとし、ご意見をいただいておりますことから、今後も県の意見も必要な場合には、メンバー等入っていただきたいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時38分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の質問は、根来小学校通学路における改善対策、ため池の保全と改修について

て、ごみの出し方とごみ減量化について質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、根来小学校の通学路の改善対策についてお聞きします。

根来小学校は、令和4年5月1日で448名が通っています。現在、岩出市において開発も進んでおり、根来小学校東側などにおいても宅地開発が進んでおり、小学校としても通学路において新たな安全施策も求められてきている、こういう状況だと考えます。

現在、根来小学校前から旧県道泉佐野岩出線合流部までの区間は、合流部から30メートル地点から北には朝7時から9時までは通行禁止となっています。しかしながら、旧県道から通行する車が多々あります。知らずに通行し、パトロールも行われている場合には違反キップを切られている車を見かける場合があります。この地点は、根来小学校に通う子供たちが安心して通学できるようにとの保護者の願い、根来小学校としての安全対策向上のためにもと、通行禁止の時間帯が設けられてきているものです。

今回の質問は、子供たちがより安心して通学できるための質問です。

まず1点目として、市当局に、今の現状について市の見解をお聞きします。

2点目として、子供たちが安心して通学できる改善策については、どのような改善が求められているのか、お聞きをします。

3点目は、通行における表示板を現在の通行禁止から進入禁止の看板への変更を岩出警察に要望していただきたいのです。

参考資料としてお配りをしているものを見ていただきたいのですが、現在、那賀高校南から岩出駅方面は、朝7時から9時までは進入禁止の看板がつけられています。また、大宮交差点の南詰についても、7時から9時まで進入禁止の看板がつけられています。この進入禁止の看板は、遠くから一目見てもよく分かり、車の運転手も気がつきます。大宮交差点南詰の看板は、大宮交差点の交差点からでも見える状況なのです。

旧泉佐野岩出線合流部の写真を見ていただきたいんですが、執行部の皆さん、どう感じますか。この先、30メートルから先は通行禁止、朝7時から9時まで進入禁止と気づける人は、通行する車で少数の方しかいないのではないのでしょうか。

私は、この分岐点から30メートルのところにある表示板、この上の右側の3枚の写真の一番右、この看板を進入禁止の看板に変えていただいて、通行する車に目立つようにして、気がつくように、岩出警察に働きかけていただきたいんです。

また、下の根来小学校分岐点、ここにある看板も同様に、合流地点から小学校のほうには7時から9時までには行けませんと、目につくように、この地点の看板も変えていただけるよう働きかけていただきたいと考えるものなのですが、市の対応をお聞きをします。

4点目については、旧泉佐野線からよく見えるためのものです。今の3点目に含んで質問をしました。子供たちがより安全に通学できるよう改善を求めて質問をします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の1番目のご質問に一括してお答えいたします。

岩出警察署に問い合わせたところ、本道路の通行規制については、県道粉河加太線根来小学校前交差点からの南進と市道根来川尻線と市道根来森1号線の交差点からの北進は、昭和49年10月から午前7時から午前9時までの間、自転車を除く車両通行止めとなっております。現在は、土曜、日曜、休日を除く午前7時から午前9時までの間、自転車を除く車両通行止めとなっております。

市道根来川尻線と市道根来森1号線の交差点、おく耳鼻咽喉科前付近には、議員ご指摘のとおり、北進車に対し、30メートル先より時間帯の車両通行止めの規制予告標識が設置されております。本道路は根来小学校児童の通学路として、近隣住民の皆様方にはご理解をいただいているところでございます。

また、教職員については、岩出警察署から通行許可証を発行していただき、通勤道路として利用しております。根来小学校に確認しましたところ、雨の日などの車による送迎があるとのことで、近隣住民の方々からも、岩出警察署を通じて学校に連絡があるということでもあります。学校が岩出警察署と相談した結果、小学校から保護者を対象に啓発していただきたいとの要請があったことから、学校周辺の車両通行止め区域についてというチラシを作成し、配布しております。

また、道路標識について、岩出警察署に確認しましたが、今の標識は変えられないとのことであります。道路表示についても、規制に関する表示は警察側の判断となりますので、朝の時間帯のパトロール及び取締りについて強化していただく旨、要望したところであります。

いずれにいたしましても、大人の交通モラルの問題ではありますが、事故が起こってからでは遅いと考えますので、教育委員会といたしましては、道路形態も含めての改善を図り、より安全な通学路となるよう、岩出警察署、根来小学校及び市役所

担当課と連携して、交通事故防止と交通モラルの向上に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、看板については変えられないんだというようなことを言われました。

変えられない理由というのは、警察として、今の通行禁止と進入禁止ということなのですが、中身は、要するに車が通行できませんよという中身なのですが、なぜ通行禁止と進入禁止という、その違いで、看板が同じ中身なのに変えられないという、この理由について警察はどのように言われていたんでしょうか。この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

変えられないというよりも、むしろ同じような中身なのに、通ったら駄目ですよという、そういう部分と入ってはいけませんという、その違いは同じ中身なのに、変えられないというのが、ちょっと私よく分からないんです。実際には、やっぱり那賀高校のあそこなんかは、ほんまに那賀高校のときもそうやし、先ほど大宮の交差点なんかもそうなんやけども、やはり入ったら駄目ですよと、進入しては駄目ですよというのは、やっぱり一目瞭然でよく分かるんですね。

だけど、今のままやったら、いつまでたっても、先ほどでは保護者も話されたんやけども、保護者以外の方が、同じ9時という部分の中に入っていくという方なんかも、保護者以外の方なんかもやっぱりあるんですよ。分からんと、よそから来た場合なんかもそうなんやけど、だから、そういう点でいうたら、保護者だけでなく、やはりみんながやっぱり分かるような形で、何らかの改善というのはもっと分かりやすいような内容を取っていただけないのかなというふうに思うので、先ほど言われた看板自身、変えられないというこの理由だけ、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

看板が変えられない理由ということでございます。ちょっと私も資料を持っております。白黒で申し訳ないんですけど、増田議員のおっしゃっている、これに変えるということをおっしゃっているということ、この看板の意味ですけども、これは車両が一定の方向に進入禁止するものということで、主に一方通行の道路、この出口に設置されるものでございます。こっち側からは入れませんが、向こうからは入れます。ただし、今のあその場面には、ついている看板、こちら、これも白黒で

申し訳ございません。こちらになるんですけども、これにつきましては、車両の通行、例外なく全方向で禁止する標識となつてございますので、警察の言うとおりに、看板は変えられないと、この理由になつてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 それと改めてお聞きをしたんですけども、今、先ほども言うたんですけども、参考にこの部分で、那賀高校と大宮の交差点の南詰ありますやんか、ここが、じゃあ逆に言うと、なぜこの標識がつけられているのか。これは警察のほうにお聞きになられたんでしょうか。この理由について、少しちょっと再度お聞きをしたいと思います。できたら、こういうふうにつけていただきたいなというふうに思うんで。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、もう一度示させていただいて、こちら、この看板、これにつきましては、車両が一定の方向に進入することを禁止するものということで、先ほど申し上げたとおり、一方通行の道路、この出口に設置されると。もう一つの看板、こちらの看板、この看板につきましては、全方向、車両の通行、例外なく全方向で禁止するものとなつてございます。

標識につきましては、その道路の通行の安全性のため設置されてございます。通行の制限や条件を表してございます。運転される方々は、標識を守ることが義務でございますので、安全な通行をお願いしたいと思います。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次の質問は、ため池の保全と改修についてお聞きをします。

ため池は、田畑の稲作をはじめとした貴重な水資源の確保や台風などにおける洪水防止など、防災面でも貴重な役割を果たしています。岩出市においても、山間部をはじめ、多数の池が存在しています。そして、岩出市における伝説としては、住持池の伝説も生まれてきています。今、高齢化が進む中で、ため池の管理面や防災面で危惧する声を聞きます。以下、4つの点を質問をします。

まず、岩出市においてため池数は幾つあるのかと。管理運営の点から見て、このうち市管理のため池数、これが幾つあるのか。また、地域管理のため池数は幾つあ

るのか、まず最初にお聞きします。

2点目は、この間、岩出市としても、ため池の漏水調査や危険ため池の点検なども行われ、住持池の改修をはじめとした様々な改修も進められてきました。今後におけるため池の改修計画や点検など、岩出市における年次計画、今後の取組をどう進めていくのか、お聞きをします。

3点目は、高齢化により地域における維持管理が難しくなっているんだと、こういう声も聞きますが、市としての今後の取組と考え方、これをお聞きします。

4点目は、地域の皆さんから市に対して、維持管理が難しくなってきたんだと。市として何らかの支援を行ってもらえないのかなど、市に対して支援を求めてきた場合、どのように対応しているのか、この4点をお聞きをします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、ため池の保全と改修についてにお答えいたします。

まず1点目、岩出市のため池数と市管理のため池数、地域管理のため池数は、についてですが、令和4年4月1日現在、岩出市のため池総数は38か所で、そのうち市管理のため池は3か所、地域管理のため池は35か所です。

次に2点目、危険ため池の改修における年次計画は、についてですが、平成4年以降に改修したため池は16か所で、そのうち4か所は、平成24年度に県が策定した、ため池改修加速化計画により改修済みとなっております。また、同計画内で根来地区の丹生池と桃坂新池の残り2か所が改修を必要とされており、丹生池については令和6年度、桃坂新池は令和7年度完了に向け、事業を進めています。なお、本事業で、ため池改修加速化計画により計画した全てのため池の改修工事が完了となります。

次に3点目、高齢化により地域における維持管理が難しくなっているが、市としての今後の取組は、についてですが、ため池は、農地に用水を安定的に供給するという農業に欠かせない役割を果たすとともに、洪水調節、土砂流出の防止、生態系の保全など、多面的な機能を有しており、地域の重要な資源として活用されています。今後、担い手農家の高齢化や減少が予測されますが、引き続きため池が持つ多面的機能の維持、発揮の観点から、ため池管理者に対し、地域と連携した草刈りや点検、また大雨前の水位調整など、日常的な維持管理をお願いします。

次に4点目、地域から市に対して維持管理に対する支援を求めてきた場合、どの



ように対応しているのかについてですが、国の補助制度であります多面的機能支払交付金を活用し、ため池の軽微な補修や景観形成の活動など、ため池の維持管理に取り組むための活動費の支援を提案してございます。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今も言われていましたが、市自身も今後高齢化という、そういう部分なんかも直面しているんだという、そういうことでした。そんな中で、実際に今後高齢化という部分なんかも含めて、維持というのが、やっぱりなかなか難しくなってくるというのが現状だと思うんです。

そんな中で、基本的には、先ほど市の管理は3つあるんだということを言われました。要するに、市の管理という、市の管理している、これは市のもんだという、その一定の基準というんですかね、それはどのような基準というような形で、市の所有という基準になっているのかという点、この点をお聞きしたいのと、あと、先ほども、この間、改修を行ってきたんだということなんですが、改修なんかを行う場合、市の所有であれ、地域所有のため池であれ、近隣の人たちに対して、改修を行うというような場合のお知らせというんですかね、そういう部分という点なんかについては、市としてどんな対応を取っているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

市管理のため池3池あるんですけども、基準ということで、所有者が市ということでございます。それと、改修する場合の周知というのは、工事着工前に隣接のほうに工事のお知らせというのをしてございます。池の管理者については、池の改修の段階で、池の所有者と協議の上、こういう改修しますという説明は随時してございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 全部で岩出市の中で38あって、市が3つ、あと残りの35が地域の所有だということなんですが、実際、こういう地域の部分で、一番最初に聞いたんやけども、市がもっと何らかの援助なんかしてもらえないのかというような話というのは、市に対してどれぐらい来ているもんなんでしょう。悩みというんかな、相談という

んか、そういうのはどのぐらいの現状になってきているのでしょうか。この点だけ、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

ただいまご相談を受けている池につきましては、相谷で3池、それと根来地区で1つの池でございます。

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問は、ごみの出し方の啓発とごみの減量化です。

プラスチックごみについては、資源ごみですね、資源ごみについて、透明の赤文字の袋が使われています。ごみの分別において重要な役割を果たしています。しかし、市内のあちらこちらで分別がきちんとされないで、ごみステーションなどに収集されないで残されていることを見かけます。残されたものは、最終的には自治会長さんか当番の方が処理をしなければならず、あつれきが生じる、こういうことになっています。

岩出市は、転入・転出が1年間で1,800人前後あり、新たに転入されてこられる方も本当に多い都市です。転入時には、住民課の窓口においてごみ収集に対する冊子も配られていますが、細部にわたって説明するということが難しい状況があると考えます。残されているごみですね、残されている場合、粗大ごみ扱いになっているものが一緒に混入されて残されている、そういうものが多いように思います。こういう点では、啓発活動の強化が求められると考えます。

啓発面においては、市としてどのような対応を取っておられるのでしょうか。また、広報活動においては、年間でどれぐらいの啓発を行っているのか。収集面で残されない対応面や改善の在り方についてお聞きをします。

次に、ごみの減量化が求められる中で、今年度のごみ減量化の取組と実績はどのような状況となってきたのでしょうか。現状と実績についてお聞きをします。

最後に、企業系ごみについてお聞きをします。

以前から企業系のごみが急増してきている、こういう実態があります。この間、当局においても企業系のごみを減らしていくために、企業への立入検査やごみ質の調査、企業への指導なども行われてきています。この点から、企業系ごみの減量化

を進める上で、数値的には減量効果はどのような指数となってきたのか。効果はどう現れてきていると認識をされているのか、お聞きをします。

また、排出量の多い企業も数多くなっていますが、市として、どのような指導と援助などの対応を取っているのかを最後にお聞きをします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の3番目のごみの出し方の啓発とごみの減量化についての1点目と2点目を一括してお答えします。

その他のプラスチックをはじめ、資源ごみについては、粗大ごみなどの混在により、正しく分別がされていない場合は、中身が分別できていませんや仕分けされていませんなどのシールを貼付の上、集積所に残して改善を促しています。このような不適切なごみの出し方がなくなるよう、市では毎月の広報紙による啓発や市ウェブサイトへの掲載に加え、本年6月にごみの分け方、出し方のチラシを全戸配布いたしました。

また、転入や転居の際には、生活環境課において、ごみの分け方・出し方の分別冊子を配布するとともに、収集日や出し方についての注意事項の説明を行い、周知に努めているところです。

なお、今年度はコロナ禍により開催を見合わせていました家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会についても、感染状況を見ながら、年明けに、3年ぶりの開催に向け準備を進めているところです。引き続き正しいごみの分け方・出し方について、周知啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目のごみの減量化に対する今年度の取組と実績はについてお答えします。

今年度の取組については、さきに申し上げたとおり、家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会の開催に向け準備を進めているほか、市文化祭では、リサイクル工房展示販売や生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機の展示を行い、啓発に取り組んでいるところです。また、ごみの減量化の実績については、総ごみ搬出量、1人1日当たりで、昨年11月末と本年11月末時点を比較しますと、35.69グラム、3.6%の減量となっています。

4点目の企業系ごみの減量化についてお答えします。

事業系ごみについては、これまでもお答えしているとおおり、経済活動を伴うものであり、それぞれの事業所の現状に応じた減量対策が必要であると考えています。

これまで新型コロナウイルス感染症防止の観点から、訪問指導を控えていましたが、今後は各事業所の実態に応じたごみの減量化対策が進められるよう、訪問指導を行ってまいります。

なお、これまでごみの減量化対策の取組による検証から、より効果的な成果が得られるようテーマを設けた強化月間を制定するなど、ごみの減量化、資源化について、目標に応じて発信できるよう努めてまいります。

主に事業系ごみの減量実績、1人1日当たりの昨年11月末と本年11月末時点の比較をいたしますと、1.43グラムの微増ということでございます。以上です。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 3点ほど再度お聞きをします。

先ほど、チラシなんかも、今年度、新たに配られたということなんです。ただ、先ほども言ったように、岩出市の場合、やっぱり転入・転出というのは多いんですよね。そういう点でいうと1回というだけじゃなしに、やはりこれだけ出入りが多いんですから、そういうチラシなんかも年に1回というんじゃなしに、何回か、やっぱり出されるという、そういう工夫なんかも要るのかなというふうにも思うんです。

そういう点では、こういったチラシというのは、今後、大体、年に何回ぐらい出すような形で対応されていくのかという点、これが1点と、もう一つは、資源ごみですね、以前、生ごみの収集で使っていた半透明に黒の文字で、以前の生ごみ用の袋というのが出されているというときも、たまにやっぱり見かけるんですね。実は、私の家も、この間、思わぬところから何枚も旧の生ごみの袋が出てきたという、そういうこともあるんです。だから、そういう点でいうたら、以前の袋は資源ごみでしか出せませんという、そういうのも改めて知らせていくということも、やっぱりちょっと考えてみてはどうなのかなというふうにも思うんです。だから、そういう点で、旧の生ごみの袋の扱いの点について、その辺ちょっと当局も何らかそのこと考えていただければなというふうにも思うところがあるんです。

もう1点は、企業系ごみなんです。この間、新しく、この近くのフォレストモールというものもできました。そして、今度ケーズデンキですか、ケーズデンキも来年春にオープンという、そういう幕なんかも貼っているという、そういう状況も生まれてきています。こういうような大型店舗に対しては、その都度、ごみの減量化という部分については、オープンするというんかな、そういう方との協議というん

ですかね、そういうのはどのようにされているのか、大手企業関係者との減量化という部分における協議について、市としてのどのような対応の仕方をしているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、チラシの全戸配布、転入者が多いということで、何回ぐらい、あと年間するのかということについてでございますが、チラシにつきましては、今年度、全戸配布を行っているところでありますので、毎年1回というふうな定期的なものとは考えておりません。

しかしながら、転入が多いということで、転出入の生活環境課窓口におきましては、分別冊子の配布と併せて口頭により、こういうごみの出し方をしては置いていますということを丁寧に説明して、啓発に努めているところでございます。

2点目の旧のごみ袋、可燃ごみ袋についての啓発という部分につきましては、資源ごみとして利用できますけども、可燃ごみ袋としては利用できません。現行の有料指定可燃ごみ袋を利用させていただくというふうに啓発のほうしてございます。

なお、市民への啓発につきましては、電話等がある場合は丁寧に対応してございます。ただ、現行の制度となってから既に10年が経過していることから、各家庭の旧のごみ袋の在庫が少ないというふうに推測されるために、新たな啓発は考えておりませんが、電話等の問合せがあれば、丁寧に説明のほう説明させていただきます。

3点目の事業系ごみにつきましては、議員の言うとおり、フォレストモール、この秋にオープンいたしましたので、できるだけ早い時期に訪問して、減量に対する訪問指導を行っていきたいと考えております。協議の部分につきましては、協議届出書が出た場合には、ごみの再資源化の減量化の利用というところに、ごみの減量化を徹底していくという旨の表示がなされておりますので、特に協議のほうはしておりません。

ただ、開店して間もない間に、年明けに訪問して指導できるよう日程調整のほう進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、子供の医療費の無料化実施をです。

これまで何度も取り上げてきた質問です。そこには市民の願い、要望の声があるからです。なぜ岩出市は無料化にならないのか、無料にしてほしいという声。岩出市に引っ越してきて無料化じゃないことにびっくり、ショック、ほかの自治体はやっているのに無料化にしてください、こうした市民の声を聞くたび胸が痛くなります。今、市民の声に応える姿勢が問われているのではないのでしょうか。

7人に1人の子供が貧困ラインを下回る状況に加え、物価高や子供や保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。子育てに関わる費用面、物価高騰による支援から子供医療費の無料化を求める質問、前回行いましたが、市長の答弁は、これまでどおりの制度を続けるということでした。いま一度、この問題に向き合っていただきたいと思います。

厚労省によると、2009年4月1日時点で、高校卒業までの医療費助成をしていた市町村は、通院で2自治体、0.1%でした。当時最も多かったのは、就学前までで54%、1,800市町村のうち980市町村でした。それから12年後となる2021年4月1日現在の実施状況を厚労省が調査を行い、今年9月16日に結果が発表されております。

それによると、全1,741市町村のうち、通院で高校卒業までが817市町村、約47%、中学校卒業までが832市町村、約48%、このほか20歳年度末が3自治体、22歳年度末が2自治体へと増加しています。

中学校卒業以上を助成する市町村は、全体の約95%を占めるまで前進をしています。18歳まで助成をしている自治体は817、そのうち自己負担がない自治体は582自治体あります。岩出市と同じ15歳まで助成している自治体は832自治体、そのうち自己負担なしは531自治体あります。半数以上が、今、無料化を行っています。

厚労省の資料を見ると、当然、地域差があることも分かり、国が制度化を行わず、各都道府県をはじめ、地方自治体の努力によって成り立っている制度だと改めて感じるとともに、早期国の制度化を求めるものです。

都道府県の実施状況は、和歌山県は就学前までの助成にとどまっており、このことから考えると、県内の市町村は15歳から18歳までの助成を行い、岩出市を除き、

無料化が実施していること、これ県外の状況と比べても進んでいると言えます。

全国で広がる子供の医療費の無料化、子育て支援策に必ずつながります。県内で唯一無料化となっていない岩出市、子育てしやすいまちへと、この実施を行い、かじを切るべきです。市長の実施の判断を求めます。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目、子供医療費の無料化実施についてお答えをいたします。

本市における子供医療費助成制度につきましては、これまで議会において何度か説明しておりますが、段階的に無料化の対象年齢を拡充するとともに、現物給付化に取り組んでまいりました。市においては限られた財源の中で、子育て支援施策をはじめとする様々な福祉施策として、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉・障害者福祉の充実、良好な生活環境の確保等、あらゆる世代に対してバランスの取れた福祉施策を実施していくことなどを総合的に勘案し、現行の助成制度で推進してまいります。

また、隣の大阪府、例えば、大阪府においては43市町村中、43市町村で100%、奈良県においては39市町村中、28市町村で71.8%の市町村が自己負担を設けております。先ほど市来議員が全体的なお話をされてましたが、近隣の市町村もそういうことであります。

子供の助成制度は、市町村間で無料化を競わせるような制度ではなく、本来、少子化対策として、国において全国統一的に実施されるべきものと考えておりますので、これまで国に対して強く求めてまいりましたが、今後も国や県に対して、引き続き要望していくとともに、国、県の動向に注視してまいりたいと思っております。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 残念なことに、現行制度で行くということをおっしゃって、近隣の自治体では自己負担を取っていると。私は、先ほど言ったように、和歌山県は就学前までの助成でありながら、県内の市町村では、岩出市を除き無料化している。ここにやっぱりしっかりと目を向けていただき、岩出市で取り組む、この姿勢が大事だと思うんです。

全国ばらばらであってはならないから、国がやらなければならないというふうに、

市長おっしゃった。ところが、国会のこども家庭庁設置法案の審議の中で、岸田首相は、子供医療費の無償化について答えている言葉があります。各自治体に検討していただくことがふさわしいと、国の責任を放棄するかのように答えております。

このような中、国の制度化は期待できないのではないかと。私は国の制度化を待つのではなく、来年度からでも十分に実施できる財源はあります。それは前回、前々回、ずっと質問の中で明らかにしてきたのは、あと2,000万円で中学校卒業までの無償化はできるというふうに執行部はおっしゃった。この財源がないわけではない。

私は国の制度化を待つことなく、実施の行う方向にぜひ向いていただきたいと再度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 繰り返しますが、先ほど申し上げたとおりでございます。十分、今後とも検討してまいりたいと思っております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、健康寿命延伸のための取組についてです。

皆さんは、10秒間片足立ちができるでしょうか。中年から中高年の人は、片足で10秒立つことができないと、10年以内に何らかの原因による死亡するリスクが、ほぼ2倍に上昇するおそれがあると言われております。これ、イギリスの大学などの研究で明らかになりました。ぜひ時間があるときに試していただき、自分の体と向き合ってください。そのときには転倒防止のために、壁が近くにあることをお薦めいたします。

このように健康への意識というのは、ちょっとした身近な問題、これを耳にしたり、聞くことによって意識が高まってまいります。2000年に、WHO（世界保健機関）が健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに関心が高まっています。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。日本人の平均寿命は、10年前に比べて約1年、日常生活に制限のない期間を表す健康寿命は約2年延びています。



日本人は健康寿命に向かっているように見えますが、将来の健康状態が懸念される生活習慣病等の課題も見えてきます。健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。市民の意識の向上を図るための対策、健康を維持できるような取組は、今後必須ではないでしょうか。

資料1を見ていただきたいと思います。

この表は、令和4年版高齢社会白書から用いたものです。介護保険制度における要介護、または要支援の認定を受けた人は、令和元年度で655.8万人、平成21年度では469.6万人から186.2万人増加していることを表しています。また、要介護者等は、第1号被保険者の18.4%を占めています。

資料2を見てください。

要介護等認定状況ですが、65歳から74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65歳から74歳では、要支援1.4%、要介護2.9%であるのに対し、75歳以上では、要支援が8.8%、要介護は23.1%となっております。75歳以上になると、要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇していることが分かります。

そこで、岩出市の状況はどうなっているのか。65歳から74歳の高齢者と75歳以上の高齢者で、要支援・要介護と認定された人の割合についてお聞きをいたします。

次に資料3を見てください。

要介護者等総数について、介護が必要になった主な原因について見てみますと、認知症が18.1%と最も多く、次いで、脳血管疾患、脳卒中が15%、高齢による衰弱が13.3%、骨折・転倒が13%となっています。また、男女別に見ると、男性は脳血管疾患、脳卒中が24.5%、女性は認知症が19.9%と最も多くなっています。

資料の4は、これを分かりやすく円グラフにしたものです。

このような結果となっておりますが、岩出市の状況、65歳以上で要介護になる主な疾患の割合はどうなっているのか、お聞きをいたします。

3点目は、市では健康維持のため、また介護予防にも取り組み、岩出げんき体操はじめ、シニアエクササイズ、フレイル予防などの周知等々を行っておりますが、その効果と課題についてもお聞かせください。

最後に、健康寿命延伸のための今後の取組について、岩出市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の質問の2番目の1点目、65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者で、要支援・要介護と認定された人の割合についてお答えします。

令和4年9月末時点で、65歳から74歳の被保険者に占める要支援認定者の割合は1.6%、要介護認定者の割合は2.0%となっています。また、75歳以上の被保険者に占める要支援認定者の割合は11.4%、要介護認定者の割合は19.4%となっています。

続いて、2点目の65歳で要介護になる主な疾患の割合については、岩出市の65歳以上の11月中の新規認定者について、原因となる疾患を主治医意見書などから確認したところ、一番多いのは認知症で21.7%、2番目は高齢による衰弱で19.6%、3番目は骨折で13%でした。

続いて3点目、市では岩出げんき体操やシニアエクササイズ、フレイル予防の周知などを行っているが、効果と課題は何かについてですが、市の介護予防取組については、介護予防教室や、それから介護予防の自主グループに、運動の効果判定として、体力測定を行っています。まず、シニアエクササイズ教室では、教室参加時と終了前の2回体力測定を行い、その結果から体力年齢を算出しています。令和3年度は2教室を開催し、参加者18名でした。18名の体力年齢を教室参加時と終了前で比較しますと、全員の体力年齢が平均8.8歳若返っており、教室に参加することで体力の向上が図られました。また、シニアエクササイズや岩出げんき体操の自主グループにおいても、継続して参加している方は体力の向上が図られており、握力や歩行速度の改善が見られました。以上のように、これらの事業に参加している高齢者については、一定の運動効果が見られています。

課題といたしましては、介護予防事業や介護予防の自主活動に参加されていない支援が必要なフレイルの方に支援をどのように行っていくのか、今後検討していく必要があると考えています。

続いて4点目、健康寿命延伸のための今後の取組につきましては、高齢化進展、特に後期高齢者の割合が今後増加することから、本市において、健康寿命の延伸が大きな課題となっています。近年、フレイルの予防が、介護予防や、それから健康寿命の延伸に重要であると言われていたことから、機会を捉えて、普及啓発に努めてまいります。

また、本年度から実施しています筋肉量を測定できる体成分分析装置、インボディと言われるんですけども、を使用したフレイル予防測定会を引き続き高齢者の参加しやすい公民館等で実施してまいります。

フレイル予防には、運動、栄養、社会参加の取組が重要です。高齢者ご自身に身体の状態を把握していただくとともに、自分に合った運動や栄養、それから社会参加の取組を行っていくことができるよう、岩出げんき体操やシニアエクササイズだけでなく、ウォーキングや、それからラジオ体操など、身近に取り組める運動も提案しながら支援してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 要支援と要介護の割合について、市にお聞きしました。若干、岩出市のほうは要支援の割合が高くなっています。現段階で要支援が多くなっているということは、今後、要介護に移られる方が増えてくるのではないかとということが想像できるわけです。何より一番大事なのは、早い段階から健康への意識を立ててもらって、この要介護や要支援が必要のない元気に健康寿命を延ばす、こういった対策が必要です。

また、65歳以上で要介護となる疾患について、市では、1位認知症、2位が衰弱、3位が骨折といった答弁でした。こうした疾患にも着目しなければ対策が打てないのではないかと考えます。

ここで私が注目したいのは、骨折という分野です。近畿大学や大阪の医大の研究グループが、高齢者に多い大腿骨骨折について、発生率を都道府県別に調べた結果、患者が多い女性の場合は、1位兵庫県、2位は和歌山県と沖縄でした。一方、男性で最も発生率が高いのは、1位沖縄県、2位和歌山県と長崎県、和歌山県は男女ともに2位というふうになっています。大腿骨の付近の骨折、足の付け根の股関節に接する部分を指し、骨折すると、寝たきりなどの介護が必要な状態になることが多くなります。先ほど、岩出市でも、骨折の介護に疾患としては3位という形になっていました。

転倒防止のための体力づくりは重要となります。先ほど市にも答弁ありましたが、市の取組での課題、実際にやっている体力づくりに参加している方は、実年齢の体力がやっぱり効果的になっていることが言われました。ただ、参加になかなか出向いていけないとか、参加することができないといった方々も多くいらっしゃいます。体全体を動かすことが苦手な方もいらっしゃいます。それでも、どうすれば気軽に健康寿命を延ばすための取組、身近にできることは何か、考えなくてははいけません。

そこで提案したいのは、厚労省の資料、2枚目の資料になると思います。

「いつでもどこでも+10」という厚労省が出している分なんですけど、当然、これ

は高齢者だけではなく、若い方も仕事に行かれている方もいつどんなときでも、今よりもプラス10分、健康に関して何かを取り組めば、健康寿命が延びるのではないかと。

こうした取組を、やはり岩出市でも広く多く周知を行い、健康に対する意識を高めてもらおうではないかというのが提案したいことです。

また、ウォーキング、先ほど部長のほうからもありました。ウォーキングを広げる取組です。このウォーキングもたった10分、毎日歩くだけで効果があり、健康寿命が延びると言われています。ウォーキングは、障害が生じる危険度も少なく、老若男女を問わずに行える運動です。骨粗鬆症の予防にもいいと言われていすし、しかも、脳の血行もよくなり、脳の活性化が促されることで、岩出市の介護につながる疾患1位の認知症のリスクを低減させるという報告もあります。

例えば、子供たちの帰る帰宅時間に10分、家の周辺を歩くというような市内での取組だったり、例えば、夕方、市民歌が流れる、この流れた後に10分、体を動かす時間をつくろうというような市全体で健康に対する意識を高めるような運動ができないかというのが、私の提案です。

中芝市長も、岩出市を運営するに当たって、健康維持にずっと努められて頑張ってきてられています。物すごく宣伝効果があると思うんです。朝、岩出市に来るとき、市長、歩いているよというような声もたくさん聞かれます。そうした健康づくりを市長が自ら先頭になって、岩出市の市民に対する対策、こうしたことにもぜひ一役買っていただけたらと思うんですが、こうした運動を広めながら、やっぱり一番若いまちですけど、岩出市も早い段階から、健康の寿命を延ばすための市全体での何かできないものかというのが、私の提案ですんで、それについて、ぜひ対策を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えします。

現在、介護予防の取組として普及している岩出げんき体操やシニアエクササイズも下肢筋力を鍛え、転倒しにくい身体をつくるための運動として有用です。市来議員ご提案していただいた厚労省の+10の取組も、高齢者だけでなく、高齢者にとっても身体活動を今より10分増やすことで、転倒や足腰の痛みの軽減、認知症などの発症リスクを下げるとともに、運動習慣の確立につなげることができると考えています。そうですので、今後、介護予防の取組の1つとして、提案していきたいと考

えております。

また、先ほど議員おっしゃってくれたウォーキングについてなんですけども、それもいろいろご提案でいただきましたので、先ほども申しましたが、身近に取り組める運動として、工夫して、皆さんに提案してまいりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決しました。

ここで閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る11月28日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の制定等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりまして、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

この1年を振り返りますと、私自身が病気のため、第2回定例会を欠席することとなり、田中副議長に議長の職務を務めていただきました。その節は皆様方に大変ご迷惑をおかけしました。ここにこうして、令和4年最後の本会議の閉会を迎えられますのも、ひとえに皆様方のご理解とご協力のたまものであると深く感謝をしております。誠にありがとうございました。

さて、昨今の社会情勢等を見ますと、市民に最も近い議会として、その役割は重要なものとなってきており、身近で開かれた議会に向けての取組などの議会改革が必要であると考えております。

議員各位並びに理事者各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本年も残り少なくなってきました。議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、なお一層のご自愛をお願い申し上げますとともに、令和5年が、皆

様方にとって健やかで実り多きよい年となりますよう心からご祈念を申し上げ、閉会の言葉とさせていただきます。

これにて、令和4年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時24分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和4年12月14日

岩出市議会議長 福山 晴美

署名議員 福岡 進二

署名議員 大上 正春